

# リーフタウン下原台緑地協定書

## (目的)

第1条 この協定は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号、以下「法」という。）に基づき、第3条に定める区域内における良好な居住環境を確保するため、当該地域内の緑化に関する事項について定めるものとする。

## (名称)

第2条 この協定は「リーフタウン下原台緑地協定」（以下「協定」という。）と称する。

## (協定区域)

第3条 この協定の対象区域（以下「協定区域」という。）は、福岡市東区下原5丁目73-4外100筆で、別紙図面に表示する区域とする。

## (協定の効力)

第4条 この協定は、法第20条第3項の規定において準用する同法第16条第2項の規定に基づき、市長の認可のあった日から起算して3年以内において2以上の土地の所有者等が存することとなったときから、その効力を生ずるものとする。

(2) その効力が生じた日以後において協定区域内の土地の所有者および建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権、賃借権を有する者（以下「土地の所有者等」という。）となった者に対しても効力があるものとする。

## (緑化に関する事項)

第5条 土地の所有者等は、第1条の目的を達成するために、協定区域の自然環境にふさわしい緑化を進めることに関して、次のとおり定める。

### (1) 植栽する樹木等の種類

#### 中高木：

シラカシ・レッドロビン・ヒツバタゴ・ネズミモチ・ヒイラギ・ベニカナメ・ヤマボウシ・等

#### 低木・下草：

ミズキ・コデマリ・シモツケ・サツキ・ヒイラギ・ナンテン・ツツジ等  
アイビー、リュウノヒゲ、フッキソウ、マツバギク等

#### シンボルツリー：

コブシ・エゴノキ・ツバキ・シマトネリコ・カツラ・ハナミズキ等

#### 街路シンボルツリー：

クロガネモチ・シマトネリコ等

### (2) 植栽を行う場所

この協定で植栽を行う場所は、分譲区画のうち団地南北幹線道路及び、東西区画道路の境界線から1.5メートル程度以内の区域（以下緑化ゾーンといふ、別記区域図のとおり）とする。又、分譲区画入り口付近に、シンボルツリー1本を植栽するものとする。

また、南北団地内幹線道路沿いの指定する宅地においては、街路シンボルツリー1本を植栽するものとする。

### (3) 植栽する樹木の維持管理

各土地の所有者等は所有権及び地上権、賃借権を有する分譲区画内の樹木の、剪定、整枝、散水、清掃、施肥等の維持管理に配慮し、適宜病虫害防除作業を行うものとする。

### (4) 垣または柵等の構造

協定区域内で道路に面する部分は、原則として植栽による生け垣等とする。ただし、門扉に付属する塀等これにより難いときは、周辺宅地との調和に努めるものとし、植栽の連続化の工夫を行うものとする。また、やむなく柵等設ける場合は、竹垣、板塀、または防錆金属製格子などの植栽と調和し、透

視性のあるものとし、普通コンクリートブロック塀、目隠しフェンス板など周囲の景観に調和しないものは可能な限り使用しないこと。

(委員会)

第6条 協定の運営のため、「リーフタウン下原台緑地協定運営委員会」を設置し次の委員をおく。

委 員 長	1 名
副 委 員 長	1 名
委 員 員	若干名
会 計 担 当 委 員	1 名

(1) 委員は土地の所有者等の互選により選出する。

(2) 委員長は委員の互選とし、副委員長および会計担当委員は委員のうちから委員長が委嘱する。

2. 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。また、委員は再選を妨げない。

3. 協定に規定するもののほか運営、経費、その他委員会に関する必要な事項は別に定める。

(樹木伐採の禁止等)

第7条 土地の所有者等は、植栽した樹木を伐採し、もしくはみだりに移植してはならない。また、枯損したときは現状と同程度の樹木を補植しなければならない。

2. やむを得ない事情により前項の行為を行うときは、あらかじめ委員会の同意を得なければならない。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 第7条に規定する委員長は委員会の決定に基づき、協定に違反した土地の所有者等に対して、緑化を図るべき義務の履行、現状回復および代償の植樹等の請求を行うことが出来るものとする。

2. 協定に違反した土地の所有者等が、3ヶ月以内に前項の請求に応じない場合は、委員長は違反した土地の所有者等に代わって前項の措置を行い、その費用を違反した土地の所有者等へ負担させるものとする。

(委員会への届出)

第9条 緑化を計画する場合および第7条により伐採、移植、補植を行う場合は、第7条に定める委員会へ緑化計画書（植栽配置図、樹種および規格等）を届け出なければならない。

2. 土地の所有者等は土地の所有権または建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権、賃借権を移転し、または廃止した場合は、その旨を第6条に定める委員会に届け出なければならない。

(協定の変更並びに廃止)

第10条 協定の内容を変更しようとする場合は、土地の所有者等の全員の合意を持ってその旨を定め、これを市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2. 協定を廃止しようとする場合は、土地の所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、これを市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(協定の有効期間)

第11条 協定は、第4条第1項による効力が発生した日から10年間とし、期間満了前に土地の所有者等の過半数の申し出がない場合は、更に5年間延長するものとし以後、同様とする。

(附則)

協定は、2部を市長に提出し、写しを土地の所有者等全員に配布する。